

令和元年度第3回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	令和元年10月29日(火)13時30分から15時30分まで
場 所	平塚市役所本館3階 304会議室
出席委員 (9名)	原田会長、陶山副会長、数田委員、市川委員、白石委員、小宮委員、曾我委員、 大関委員、西田委員
事務局 (12名)	環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施設 管理担当課長、環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推進担 当長、環境施設課施設整備・広域担当長、環境施設課事業センター担当長、 環境施設課破碎処理場担当長、上家主査、大森主任
傍聴者	1名

○環境部長挨拶

(事務局)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は、総勢11名でございます。本日の出席は今のところ8名(会議開始後に1名が到着したため合計9名になる)です。「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、よって会議は成立しておりますことを御報告いたします。また、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、本日の審議会は公開としております。本日の会議の傍聴者は1名でございます。それでは、これ以降の進行につきましては、原田会長にお願いします。

(会長)

令和元年度第3回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。本日の議事については、平塚市長から「一般廃棄物処理基本計画の見直し」について、見直しの骨子として「食品ロス対策」、「プラごみゼロ対策」と「高齢化対策」に関して諮問を受けておりますので、それに対して当審議会で審議した結果を答申としてまとめていきたいと思っております。御協力をよろしくお願いします。それでは、前回審議会から本日までの経過報告を事務局からお願いします。

(事務局)

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 テーマ プラごみゼロ対策～議論の焦点化～
- ・確認シート プラごみゼロ対策《対策編》
- ・確認シート プラごみゼロ対策《数値目標編》
- ・資料2 テーマ 高齢化対策～議論の焦点化～
- ・確認シート 高齢化対策《対策編》
- ・参考資料1-1 プラごみゼロ対策～国連や国レベルで掲げる関係計画・戦略～
- ・参考資料1-2 プラごみゼロ対策～平塚市内の事業者、市民団体、市の取組～
- ・参考資料2-1 高齢化対策～国連や国レベルで掲げる関係計画等～
- ・参考資料2-2 高齢化対策～平塚市内の事業者、市民団体、市の取組～

そして、本日の「次第」と「一般廃棄物処理基本計画の見直し」に係る「意見書」、「質問書」、「返信用封筒」を机上に配付しております。不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

まずは、(ア)の食品ロス対策についてですが、前回審議会の中で御意見を頂きました。また審議会後、8月7日から23日にかけて追加の御質問や御意見をお伺いする期間を設けましたが、お寄せいただいた御意見等はありませんでした。したがって、食品ロス対策は、御意見をすべて伺い終えたことといたしまして、本日は(イ)のプラごみゼロ対策、(ウ)の高齢化対策の順に御審議をお願いしたいと思います。

それでは資料1を御覧ください。プラごみゼロ対策のこれからの議論の焦点化でございます。まず、プラごみゼロ対策をどのように捉えるかについてですが、プラごみの分別適正処理を徹底して行くということにとどまらず、入口対策としてのワンウェイプラスチックの発生抑制策、また出口対策としての陸域における散乱ごみの清掃と美化対策も含めた全体像として捉えていくことが必要との認識で資料を作成しております。その上で、3枚目のシート、議論の焦点化《対策編》であります。議論の導入といたしまして、前回の食品ロス対策の時と同様に質問形式で整理してみました。

- Q1 ワンウェイプラスチック、いわゆる使い捨てのものの量を削減するために市民、事業者で何か有効な取り組みはありますか。
- Q2 焼却ごみに含まれる合成樹脂類、広い意味でのプラごみを減らすために何をすべきでしょうか。
- Q3 焼却せざるを得ないプラスチック製のごみ袋に対して、市及び民間事業者は、短期的、長期的にどういった対応を取るべきでしょうか。
- Q4 陸域において、どういった対応が必要でしょうか。

続きまして、4枚目のシート《数値目標編》に移ります。現在の平塚市一般廃棄物処理基本計画には、プラごみゼロ対策に関連する数値目標は定めておりませんが、平塚市地球温暖化対策実行計画では、2026年度を目標年次に置いた二酸化炭素の発生量を掲げており、その算定式には、可燃ごみに含まれる合成樹脂類の割合も含まれているということから、削減が求められてまいります。また、本年5月に発表されましたプラスチック資源循環戦略の中で、2030年までに、ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制する、2030年までに容器包装の6割をリユースリサイクルする、2035年までに使用済みプラスチックを100%リユースリサイクル等により有効活用することが示されたことに留意が必要になると考えております。そこで、議論の焦点として着目すべき点を質問形式で整理してみました。

- Q1 ワンウェイプラスチックの排出抑制に関して、どういった数値目標を掲げ、進捗管理をしていくべきか。

3枚目のシート、《対策編》に戻りまして、Q1から順に議論をお願いしたいと思います。参考資料1-1は国連や国レベルの関連計画や戦略の動向、参考資料1-2は本市における市、市民団体、事業者の取り組みをまとめておりますが、前回同様、主要部分をまとめた確認シートを御覧ください。国の計画と関連する内容や本市における先行的な取り組み等については、ポイントとなる文脈に下線を引いております。

Q1の関連ですと、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の「現状と課題」では、ごみの分別、詰め替え製品の使用、マイバッグの持参等6割を超える市民が行う3R活動がある一方で、使い捨て製品や無駄なものを買わない、マイ箸の携帯、リユース品・リサイクル品の購入等を行う市民は2割以下という状況が続いているとされております。同基本計画の「将来像」では、マイバッグの徹底やワンウェイの容器包装の削減により、排出抑制が最大限図られるとともに、リユースカップ等のリユースも推進

されているとなっております。将来像については、市民・事業者に期待される役割の具体例も記載されておりまして、市民に期待されるのは、マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品の選択、事業者
に期待されることは、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売・簡易包装の推進、レジ袋の削減やマイバッグの推奨となっております。プラスチック資源循環戦略の「現状」では、1人あたりのワン
ウェイの容器包装廃棄量は、日本が世界で2番目に多いとのこと。同戦略の「基本原則」では、ワン
ウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、重点戦略におけるリ
デュース等の徹底の項では、ワンウェイの容器包装・製品のリデュース、経済的・技術的に回避可能な
プラスチックの使用の削減とされており。ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品が不必要に
使用され、廃棄されることのないよう消費者に対する声かけの励行、レジ袋の有料化・義務化、これは
無料配布禁止等をはじめ、無償頒布をやめ「価値付け」し消費者のライフスタイルの変革を促すとい
うことです。その他、ヨーロッパ社会におけるシングルユース、プラスチックの規制の内容も記載されて
おります。最後に、本市の市民団体であるごみ減量化推進委員会が毎年実施しているマイバッグ持参率の
調査の結果を紹介いたしますと、45%前後の方が、マイバッグを持参しているという結果が出ており
ます。

Q2の関連ですと、まず国連の「SDGs」で、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質
やすべての廃棄物の管理の実現、人の健康や環境への悪影響を最小化、化学物質や廃棄物の大気、水、
土壌への放出を大幅に削減、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の「将来像」は、プラスチックの
3Rとともに、温室効果ガスの排出削減、地方公共団体に期待される役割については、プラスチックに
関して排出抑制に向けた周知、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやプラスチック製容器包装
の分別収集の徹底とされ、プラスチック資源循環戦略の「基本原則」では「使用後は、効果的・効率的
なりサイクルシステムを通じて持続可能な形で徹底的に分別回収、循環利用を図る」とされており。
「重点戦略」としては、「資源化のために必要な分別回収・リサイクル等が徹底されるよう推進を図る」、
「システム全体として効率的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進するようあ
り方を検討」、「市民・消費者等による分別協力と選別等の最新技術の最適な組み合わせ」、「循環型社会
形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に
組み合わせることで、資源有効利用率の最大化」とされており。続いて、市、市民団体、事業者の
取り組みですが、本市におけるペットボトル・プラクルの分別収集は、マテリアルまたはケミカルリサ
イクルにより資源化され、近年では、ペットボトルは900t前後、プラクルは3,000t前後の排
出量となっております。家庭系ごみ袋の開封調査では、容器包装プラスチックやペットボトルが可燃ごみ
に12.7%混入していたことを確認しております。食品小売業に限定して実施した事業系ごみ袋の開
封調査は、ビニール等の合成樹脂が21%混入している状況を確認しております。平塚市環境事業セン
ターに搬入されたごみのうち、合成樹脂の割合は、ここ数年21%~24%で推移しています。最後に、
本市のCO₂排出量ですが、平塚市地球温暖化対策実行計画で目標としている2026年度の18,6
12tに対し、2018年度は、21,614tとなっており、16%以上オーバーしている状況にあ
ります。

Q3の関連ですと、国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、「将来像」に焼却せざるを得ない
プラスチックをはじめとして、バイオマス由来のプラスチックの使用が進み、焼却される場合も確実に
熱回収されているとあり、プラスチック資源循環戦略では、「基本原則」としてより持続性が高まるこ
とを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源、紙やバイオマスプラスチ
ック等に適切に切り替える、「重点戦略」では、バイオプラスチックについては、低コスト化・生分解
性等の高機能化や特に焼却・分解が求められる場面等への適切な導入支援を通じて利用障壁を引き下
げる、再生材・バイオプラスチック市場の実態を把握しつつ、グリーン購入法等に基づく国・地方自治体
による率先的な公共調達、消費者への普及促進等、総合的な需要喚起策を講じる、可燃ごみ用指定収集
袋等の燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用される

よう取り組みを進めるといふ3点が上げられています。本市のCO₂排出量の現状は、Q2のところでもお伝えしましたが、目標と比較して16%多くなっている現状があります。

Q4の関連ですと、国連の「SDGs」で特に陸上活動による汚染等、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとあり、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の「将来像」において、海洋環境等への影響提言等が図られ、使用済みのものについては、ポイ捨て・不法投棄により美観を損ねたり、海洋等に流出してマイクロプラスチック化したりする等、環境に悪影響を与えることなく適正に排出されていることがイメージされ、将来像に向けた地方公共団体に期待される役割は「河川や海域への流出を防止するために流域単位での発生抑制対策を推進する」とあります。プラスチック資源循環戦略の「基本原則」では、陸域で発生したごみが、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることを鑑み、3Rの取組や適正な廃棄物処理を前提に、犯罪行為であるポイ捨て、不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、海洋ごみの実態把握及び海洋漂着物等の適切な回収を推進するとされています。令和元年5月に出されました国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランの「方向性」では、廃棄物処理制度や容器包装等のリサイクル制度を適切に運用、自治体がプラスチック製容器包装を分別して回収、ごみ出し・分別回収に協力することでプラスチックの回収を徹底、ポイ捨てを規制する条例を制定、条例に基づく監視、取締りを徹底、無許可収集等廃棄物処理法に違反している疑いのある不用品回収業者の監視・取締りを徹底、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」及び「海ごみゼロウィーク」に集中的な監視パトロール、一斉美化活動、普及啓発活動の実施、地域イベントや公園等の公共の場でイベント主催者や管理者等によるごみの持ち帰り、ごみ拾いの呼びかけ等によるごみの持ち帰り運動を推進、河川へのごみ等の投棄の防止、普及啓発活動、河川巡視、不法投棄の抑制、地域と連携した清掃活動を実施することが上げられています。

(会長)

はい、ありがとうございます。プラごみゼロ対策ということですが、資料1の左側に入口と出口の対策が概念図として示されています。から の数字がふってありますが、それぞれQ1からQ4に対応しています。まず、Q1に関して、ワンウェイプラスチックの量を削減するのに何か有効な取組等があればお願いします。

(委員)

スーパーのレジ袋有料化の議論がありますけれど、やはりレジ袋を買ってしまう主婦の方が多いと思います。有料化するレジ袋は、ビニール製をやめて紙製や布製に代えてしまうのはどうでしょうか。

(会長)

レジ袋有料化問題に対して、マイバッグ等の取組があります。今の御意見は、レジ袋の材質を代えるということでした。そもそもプラスチック製のビニール袋が普及した理由は、低コストだからです。それを紙にするとコストが高くなりますが、将来的に有料化するのだったら高くても結局は消費者が払うので良いのではないかと、そのことがマイバッグの普及に繋がる可能性もあります。紙製にするというのはなかなか難しいかもしれませんが、材質を代えるという方法、環境に優しいものに代えるということは、それがワンウェイであっても良いのではないかと、ワンウェイであっても困るものをワンウェイであっても良いものに代えるのはどうかという趣旨として伺っておきたいと思っております。何か他に御意見等がありますか。

(委員)

マイバッグの持参率調査の結果を見ますと、数字については大体40%台で推移しているという状況です。男性と女性とでマイバッグの持参率は大きく変わってくるのではないかと思います。そのあたり

のところを事務局は何かデータを持っていますか。

(事務局)

性別を分けて調査しておりません。

(委員)

細かなところですが、1つ1つのデータ分析をして、それに対する対応・対策を練るとというのが非常に大事になってくると思います。マイバッグの普及率調査で、私もごみ減量化推進員としてスーパーに立たせていただいたことがありました。女性が8割ぐらいで、男性に聞いてもほとんどゼロというような状況でした。関係団体と連携してデータを集め、そのデータに対してどう対策するかというのを今後突き詰めていかないと、2030年までの目標達成というのは難しいのかなと思います。データを細かく分析したものを資料に掲載していくべきだと思います。マイバッグのデータ1つとっても男女別、年齢別に分ける等、説得力のある資料作りをお願いします。

(会長)

今までマイバッグを全然使ってなかった男性が使えば、実質的成果といえるかもしれません。男性からすると、マイバッグを持つという行為に恥ずかしさがあるのかもしれないね。

(委員)

そういった意識を変えていかないと、目標達成は難しいのではないのでしょうか。

(会長)

マイバッグそのものに対する考え方を、もう少し突き詰めていかないと浸透していかないかもしれないという御意見ですね。他に何か御意見等はございますか。

(委員)

ちょうど1週間前に、マイバッグの持参率調査を実施しました。その時の様子ですが、男性1人で買い物に来ている人は割と少ないですね。御夫婦で来られている方は、以前のデータと比較して、持参率が高くなってきていると感じています。ある地域はスーパーがなく、ドラッグストアで持参率の調査をしているのですが、先ほどの45%というのは平均値であり、その地域のマイバッグの持参率は、例年30%くらいだったと思います。しかし、1週間前に実施したときには、40%を超えていましたので、段々とマイバッグを持参することが浸透してきていると思います。

(会長)

レジ袋が有料化となったらもっとマイバッグが普及していくのではないかと思います。

容器包装関係のワンウェイで使っているものとして、スーパー等はプリパッケージがあります。プリパッケージした容器を2度も3度も使ったらコストがかかり洗わないといけないので、コスト面等からワンウェイになってしまうのです。ワンウェイプラスチックの量を削減していくということは、小売業事業の販売方式そのものにメスを入れないと、現実的な成果は出せないという非常に大きな問題を含んでいます。インショップ方式や量り売り等を積極的に導入していけば良いのではないのでしょうか。何か他にアイデアはありますか。

(委員)

Q3について、焼却せざるを得ないプラスチック系ごみ袋というのが少し引っかかりましたが、焼却

しか平塚市は処理方法を持っていないのでしょうか。それと、資料1の概念図を見ると、分別適正処理のマテリアル・ケミカル・サーマルと色々な手法がある中で、それでも焼却せざるを得ないのでしょうか。焼却せざるを得ないプラスチック製のものは、ごみ袋以外も含んでいるのでしょうか。

(事務局)

ごみ袋だけを指しています。ごみを入れるごみ袋は結局焼却せざるを得ないものになってしまいます。

(委員)

ごみ袋に絞った話なのですね。プラスチック製の何を燃やしているのかを聞きたかったので質問しました。

(会長)

ごみ袋は、結果的にどうしても燃やさざるを得ないものです。

(委員)

資料1にある概念図のリサイクルのカテゴリーでマテリアル・ケミカルというのは具体的にどういったことなのでしょう。

(会長)

材料から二酸化炭素等の成分を取り出して、その成分を有効に使うことによって形の違うもの、例えばペットボトルから繊維を生み出すことがケミカルリサイクルです。材質そのものを大幅に変更しないで、もう1度ポリバケツ等に変えることがマテリアルリサイクルです。

他に何か御意見等はございますか。

(委員)

Q2についてですが、例えば、肉や魚の血の付いたトレイ等を洗って出すというのは1人暮らしだと億劫なので、このトレイに特殊加工を施して、汚れた部分を剥がしてそのままリサイクルできるようなものがあるというニュースを見ました。それが普及すれば、多少は1人暮らしの方でも高齢者の方でも洗う等の手間をかけずに、そのままペットボトルと同じでトレイをリサイクルに出せるのではないかなと思いました。

(会長)

トレイ等の表面が剥がれるようなリサイクルしやすい形にしたらどうかという御意見だったと思います。事業者側からすると、低コストで耐久性があって軽い素材となると合成樹脂を使ったトレイになってしまうのだらうと思います。トレイ等の再利用は、衛生的な商品を取り扱うには適さない気もします。トレイとして使うものと食べる上で使っていく容器とを分けて考える必要があるとは思いますが。その他何か御意見等はございますか。

(委員)

個人的な取組としては、割り箸は止めて自前の箸を使ったりしています。消費者と事業者が、お互いに話をしないまま取り組んでいるところもあるので、そういったところをしっかりと話してごみとなるものを減らしていくことができるのではないのでしょうか。

(会長)

その他何か御意見等はございますか。

(委員)

色々なものの材質をプラスチックから代えていくことができれば良いのかなと思います。

(会長)

環境適合型の材質に代えるということですね。今までは、様々な形状で作れ、軽く、しかもコストがあまりかからないことばかり気にして使い続けてきてしまったことが問題であって、プラスチックに代わる材質、あるいはプラスチック的なものであればセルロースはプラスチックと同じような容器を作れます。セルロースは水に溶け、地面に捨てた場合でも微生物が分解してくれます。プラスチック関連は、微生物では分解できません。既存のプラスチックは、紫外線等に当たると細かくなっていく可能性もあります。それが海の方へ流れて行って小さいプラスチックの粒になり、海洋生物の胃の中から出てくるといったこともあります。紫外線で細かくはなりますが、分子構造そのものは残ります。セルロースは植物から取れるものですから、植物が大きくなるまでの間に光合成の中で、二酸化炭素を取り込んで酸素を生み出すという面から見るとCO₂の削減にも繋がります。そういう材質を使う、紙を使う、木を使う、セルロースを使うという形でコストがかからないようにするにはどうしたら良いかという研究が今後進んでいくことを期待しています。他に何か御意見等ございますか。

(委員)

私が意外だなと思ったのは、ワンウェイの容器包装廃棄量が、日本は世界で2番目ということでした。日本がそれだけ廃棄しているとしたら、各国はどうしているのでしょうか。そういうところにももしかしたら廃棄量を減らす鍵があるのかなと思います。廃棄量の低い国がどのような方法で廃棄量を削減しているのか分かれば参考にできるのではないかと思います。

(会長)

海外は、どの点が日本より優れているのかというようなことをやはり調べてみる必要性があると思います。その手法に有効性があると分かれば取り入れ、対策等は学んでいくべきだという御意見だと思います。海外の動向は、この先も注視していただければと思います。

その他、海洋が汚染されるため陸域ではどういった対応が必要であるかのQ4も含めて御意見いただければと思います。

入口対策は、使いやすい、低コスト等の理由から経済効果を追求し発展してきた現在の文明のあり方をもう一度見直してみることに関連して啓発活動する必要性があるのではないかと思います。入口対策をどうにかしないと出口対策をいくら頑張っても成果は上がらないと思います。出口対策だけで解決できるような問題ではありません。プラスチックそのものを減らさない限り、全体の成果に繋がらないのではないのでしょうか。その上で、出口対策として平塚市が何をやるべきなのか大変重要な取組になってくると思います。何か御意見等ございますか。

(委員)

出口対策で、海岸清掃を行った際にごみ、漂流物を見ますと、基本的には海岸で生まれたごみというよりは川から流れてきたごみでした。川に流れてくるごみは何なのかというと、陸地のところから雨で流れてくるごみです。家庭から出るごみについては、基本的に各自治会が分別収集に協力していただいているところですが、それ以外で出てしまっているごみをどこの場所で回収していくかという取り組みの中では、ペットボトルを持って来てもらい専用のごみ箱に捨てるとポイントを付けるスーパーがあ

るようです。ポイントが付くとなると地域の方々は、喜んでペットボトルを持って行っています。消費者側にごみを出すメリットということを提示できれば、地域の振興にも繋がり、ごみの動きをコントロールできるかもしれません。自治会においては、紙の資源回収で、資源回収組合から報告を受けた回収量を元に、市から自治会に助成金が支払われます。個人単位に何かしらメリットを生み出すために、ポイントの付与等の形もあるのではないかと思います。こういったポイント設定ができるか等の課題はあるかもしれませんが、メリットをどう出すかによって、出口対策になるのではないかと思います。その辺のところを仕組み作りできたら良いのかなと思います。

(会長)

離島等では、飲み終わったボトルをお店に持っていくと最初に余分に出していたお金を返金されるデポジット制があります。その仕組みが、ポイントカードと結びつくことによって可能性が広がると思います。

ごみとして出る前にいかにして抑えるかというようなことも重要だと思います。落書きがひどい場所は、落書きをきれいにしておくとし少し落書きが減るそうです。川の清掃をNPO等に協力してもらい継続的に実施して川のごみが減れば、海へ流れていくごみも減り、マイクロプラスチックも減ることに繋がると思います。それから、少し汚れていたりするとプラスチックのごみではなくて、燃せるごみに捨ててしまうということがあります。プラスチックの中で、捨てざるを得ないものと資源化できるものに分別するために、こういったものはプラスチックのごみとして出して良いかもっと公表していく必要性があると思います。例えば、紙はハガキサイズまでなら資源ごみとして出して良いと分かったら今までハガキは燃せるごみで捨てていたところを資源ごみとして出すようになります。プラスチックはどこまで汚れが取れていけば資源ごみとして出して良いか、市として具体的に示していただければ良いのではないかと思います。

(委員)

実際に、どの程度であればプラスチックを資源ごみとして出して良いのでしょうか。汚れているプラスチックは可燃ごみへという案内を見たことがあります。

(事務局)

平塚市では「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」というチラシを配布しております。その中で、「汚れのとれないものは可燃ごみへ」と御案内しています。

集められたプラスチックごみは、市のリサイクルプラザで、汚れているものとそうでないものに手選別しております。次に、リサイクルプラザで手選別されたものは、容器包装リサイクル協会というところへ行きます。関連しますので、資料1の概念図を御覧ください。概念図のと についてですが、平塚市がプラクルと呼んでいるものについては、 に該当しまして、マテリアル・ケミカルリサイクルをしています。プラクルについては完全焼却しておりません。完全焼却しないということは、基本的にはリサイクルする工程があって、リサイクルしやすい状態で、平塚市のリサイクルプラザから容器包装リサイクル協会へ出荷しています。その出荷する際の状態ですが、受け取り側の一番厳しい基準をクリアした状態で出荷する必要があります。集めたプラクルをマテリアルリサイクルしようとしたときには、あまり汚れたものは、リサイクルしづらいということがありますので、市民の方々には、あまり汚れたものは出さないでくださいとお願いしております。

(委員)

どこまで汚れは落とせば良いのでしょうか。洗剤で洗って出している方もいると聞きました。

(事務局)

油がべったりとくっついている状態等であれば可燃ごみへお出しいただきたいところですが、御家庭でそこまでひどい汚れもないと思いますので、水やお湯で軽くゆすぐ程度で大丈夫です。

リサイクルについての大部分は、市ではなく容器包装リサイクル協会へ出してリサイクルしています。概念図に記載しております理由は、サーマルリサイクルとの違いがあるので、リサイクル手法として一通り記載しています。やはり低炭素の部分を目指していますので、完全焼却してしまいますと、その分のCO₂を発生させてしまいます。そういったところをなるべく出さないようにするためには、それ以外の民間のリサイクル施設に出すということをしています。ペットボトルやプラクルという違いがあって、違いによってはリサイクル手法も変わってくるところではありますが、低炭素を追求していく上で続けていくべきだと考えています。プラクルの汚れについては、周知が足りないということだと思しますので継続して実施してまいります。

(会長)

ありがとうございました。まだ不十分かもしれませんが、Q1からQ4まで御意見等を頂いたということにいたします。追加の御質問や御意見については、事務局まで質問書または意見書でお出しください。では、続きまして高齢化対策へ議論を進めてまいります。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、続いて高齢化対策の議論の焦点化について御説明いたします。今や人生100歳時代とも言われ、家族構成やライフスタイルの変化により新たなニーズが発生してきているところだと思います。3枚目のシート《対策編》を御覧いただきたいと思います。議論の導入といたしまして、これまでと同じく質問形式で整理しております。

- Q1 今後、在宅医療廃棄物の増加が予想されます。市民への周知や廃棄物処理、再利用も含めて、留意すべき点は何でしょうか。
- Q2 今後、高齢世帯の増加に伴い、分別区分に沿ったごみ出しが難しくなる世帯の増加が予想されます。どのような対応・支援が有効になるのでしょうか
- Q3 現在、エレベーターが設置されていない集合住宅にお住まいで、かつ、ごみ出しが困難な高齢世帯に対する福祉収集を除く有効な手立てはありません。今後、どのような支援の形を模索すべきでしょうか。
- Q4 今後、特に福祉系の施設から排出される「オムツ」は、焼却ではなく資源化等を行うことが考えられます。ごみの減量化・資源化を推進する上で、留意すべき点は何でしょうか。
- Q5 今後、ごみ屋敷の増加や遺品整理のニーズの高まりに伴い、一度に大量の生活ごみが排出される事態が予想されます。その際の留意すべき点は何でしょうか。

続いて4枚目のシートに移ります。《数値目標編》でございますが、高齢化対策では、国レベルにおいて数値目標というのをを出しておりません。したがって、本市におきましても一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっての数値目標の設定は、見送らせていただく予定です。

では、対策編に戻りましてQ1から順に議論をお願いしたいと思います。参考資料の2-1と2-2から抜粋した確認シート 高齢化対策《対策編》を御覧ください。

Q1の関連ですと、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の現状と課題という中では、高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のごみ出しに対応できるよう高齢化社会に対応した廃棄物処理体制のあり方について検討すると記載されております。同じく高齢化に伴い大人用紙オムツの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙オムツのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行うとあります。また、国立環境研究所が平成27年10月

に、高齢者を対象としたごみ出し支援に関するアンケートを行っており、それによりますと、医療系廃棄物・オムツの処理について、在宅医療・在宅介護の拡大により、血液の付着した注射針や輸液器具、チューブ等の感染性廃棄物の排出量の増加が予想され、家庭から排出される量も急増し、一般のごみに混入することによって、収集時に事故が発生する恐れもあり、近い将来大きな問題となる可能性がある」と記載されております。在宅介護・医療用品等の廃棄物の増加、現状の処理体制で対応可能か、または別途外部委託を行うか高齢化社会の進展で、使用済み紙オムツが増加すると見込まれるとされております。資料2-2、本市の取り組みの関連では、本市における在宅医療廃棄物の廃棄方法をお示しするとともに、平成30年度の家系の使用済み紙オムツの量は、2,500tから3,000tの間と試算しています。

続きましてQ2の関連です。同じく国の第四次循環型社会形成推進基本計画の現状と課題の中では、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家に溜め込んでいくごみ屋敷の増加等、生活ごみをめぐる様々な問題が増えていくことが懸念されております。高齢化に伴う収集システムの変更を進めつつある地方公共団体もあるようです。また先ほどの国立環境研究所のアンケート調査でも、高齢者の分別の項で、「認知症によりごみの分別ができなくなる。」「他品目の分類により、分別収集とごみの減量化を行っている。しかしながら、高齢者には分別作業が煩わしいと感じている方もある中でその施策を維持していくことは今後の課題になると思われる。」との結果が出ています。

続きましてQ3の関連です。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の現状と課題で、同じくごみ出し困難、地域からの孤立、ごみ屋敷の増加、高齢化社会の進展に対応した廃棄物処理体制のあり方ということについて、検討すると記載されております。また先ほどの国立環境研究所のアンケート調査の報告でも、高齢者のごみの分別も難しくなるということが報告されており、紙類等の資源を資源集団回収の集積所まで運ぶ作業は高齢者には重労働であるため、廃棄物として家庭ごとと一緒にしてしまうケースが増加すると思われるとのことです。参考資料の2-2の関連で、市の取り組みとしましては、現在、福祉収集とふれあい収集について記載しています。

続きましてQ4の関連です。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の現状と課題では、高齢化に伴い、大人用紙オムツの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙オムツのリサイクル技術等を調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、またリサイクルに関するガイドラインの策定を行う等については、少し重複する部分があります。高齢化の進展は、新下水道ビジョン実現のための加速戦略や下水道への紙オムツ受入れ実現に向けた検討会発足にも繋がっています。

続きましてQ5の関連です。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の現状と課題ですが、条例の制定によるごみ屋敷等への対応等を進める市町村も増えてきているという点、先ほどの国立環境研究所のアンケート調査結果でも、ごみ出し支援制度の効果として、ゴミ屋敷の未然の防止に繋がったと報告されています。参考資料2-2、市レベルの資料では、市内の年齢別1人暮らし介護認定者数をデータでお示ししております。また民間活力による一時多量ごみ等に対する対応としての既存の一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大に伴う上乗せ基準に関する取扱い、清潔の保持に関する法令、本市のさわやかで清潔なまちづくり条例についても資料として提示しております。

(会長)

それでは、高齢化対策の議論の焦点化として、Q1からQ5までに関して御意見を頂きたいと思えます。

Q1は、高齢化の進展に伴う在宅医療廃棄物について、留意すべき点は何かということです。少し関連しているのは、Q2のごみの分別が難しくなるという点だと思います。高齢者の絶対数が増えていくので、分別が難しくなる方も増えていくことは予想できます。そうするとごみを溜め込んでごみ屋敷になってしまう家庭も増えてしまうかもしれません。今よりもっと高齢化が進めばさらに深刻な問題になる可能性は十分に考えられます。

Q1に関しては衛生上の問題もあると思います。カテーテルに関しては、概念図の在宅医療廃棄物にまとめられています。注射針に関しては、医療機関から排出されれば産業廃棄物として扱い、個人として排出することは現段階では、可燃ごみとして扱っていくということが問題になってくる可能性があるのではないかと思います。何か御意見等がございますか。

(委員)

Q1に対してですが、例えば歩行が困難な方に、福祉の担当課等を通じて周知はしてもらえるのでしょうか。周知していただければ、福祉収集等の申し込みとかもそこで受け付けられると思います。また、私も資源回収の現場に出っていますが、例えば缶の袋を破ったときに串等が入っていて刺さることがあります。破傷風や最悪の場合C型肝炎になってしまう可能性もあります。医療系廃棄物を可燃ごみとして取り扱うのであれば、基本は行政で収集してもらいたいです。仮に民間委託になった場合、安全対策は徹底していかないといけないと思います。

(会長)

市としてきちんとした対応を図る必要があると思います。その他御意見等がございますか。

(委員)

Q1についてですが、注射針等はやはり専門機関にお願いしないと難しいのではないかと思います。あとQ2についてですが、要介護認定を受けられている方だったらごみ出しの日ヘルパーをお願いして分別できると思うのですが、要介護認定を受けられていない方は、状況によってはやはり難しくなってくるのではないかと思います。市が安否確認を含めた分別の支援を検討してはいかがでしょうか。

(会長)

個人から出るといっても医療廃棄物ですから、やはり専門機関にどこまで協力してもらえるか検討する必要があるかもしれません。その際は、病院等の医療機関は1箇所にとまっていますが、在宅になると各所に散らばっていますので集めてくるといった調整が必要になると思います。集めてくることも専門機関にお願いするとしたら、対応できる能力を持っている団体というのが、これから益々必要になってくると思います。あるいは、そういう知識を持った方がNPOを立ち上げて、そのNPOが在宅の高齢者の医療廃棄物を専門に扱い、そこに対して、市が補助金等を出すということを考える必要性があるのではないかと思います。やはり可能性がないと対応できないのは、企業をベースで考えてしまうから難しくなるのであって、NPO等を育てるといっても必要かもしれません。

高齢化が進展すればするほど、認知症等の要因によって分別のデータというのは相対的に低くなるのは避けられないと思います。代わって分別してあげるようなボランティア的な組織や活動があっても良いのではないかと思います。参加可能な高齢者はそういったボランティアに参加していただいても良いかもしれません。そういった活動に参加した高齢者には、何かポイントみたいなもの付与して自身が困ったときにそのポイントを使って支援してもらおうというポイント制度みたいなものも良いかもしれません。

それでは、次にQ3、Q4について何か御意見等がございますか。

(委員)

参考資料2-2の6ページ、在宅医療廃棄物のチューブ類等を可燃ごみとして出して良いと記載されていますが、戸別収集も含めて一般家庭から可燃ごみとして出ているのでしょうか。

(事務局)

出ています。感染症等の問題もあるので、市では可燃ごみとして処分しています。実際にはチューブ類等はプラスチックごみなのですが、在宅から出る医療廃棄物は可燃ごみとして焼却処分しています。収集運搬の際には、なるべく袋を抱えるようなことはせずに収集するよう指示しています。

(委員)

恒常的に出ているのですか。

(事務局)

はい、出ています。収集作業員も毎日色々な集積所を回っていますから、この集積所にはこういうものが出るということが知識として蓄積されています。出てくるのは、2週間に1度の頻度のようなので、そのときは注意しながら収集するよう指導しています。

(委員)

集積所収集のときに、医療廃棄物は出さないように断ったことがありましたが、可燃ごみとして出しているということですか。

(事務局)

プラごみとして出されたこともあります。プラという表記がありますので、プラごみで出されていて、「なぜ収集されないのですか」という問い合わせ等も頂きます。そういった場合は、不法投棄をパトロールしている班に収集させています。

(委員)

市に連絡して収集にきてもらうということですね。把握していないところで、可燃ごみの中に医療廃棄物が混じっている可能性もありますね。

(事務局)

長年に渡り出されている方が多いので、お名前が分かれば個人的に可燃ごみでお願いしますという御案内を何度かしております。現場で特に問題になっていることはございませんが、これから医療廃棄物に関する対応が増えていくのではと思います。

(委員)

市民への周知の問題も出てきますね。

(事務局)

戸別収集が広がってくると、御自宅が特定されてきますからその御家庭に声かけをしていくことになると思います。

(委員)

万が一収集作業中に医療事故ではないですが、そのような事故が発生してしまった場合、被害に対する補償というのはあくまでもごみを出した方の責任になるということでしょうか。

(事務局)

それが医療機関であれば、廃棄の仕方に間違いがあったということで話ができるかもしれませんが、

個人の方がお出しになられて市の職員が負傷したとしても、そこまで個人の方の責任を追求するという
ことまでいかないのではと思います。市の職員は業務として行っておりますので、職員には別の形でケ
アをしていながら事故が起こらないように市民の方に正しい出し方を周知していくものだと思います
す。

(委員)

出し方の周知を徹底すること、かつ戸別収集のところで責任の所在を明らかにしていくというものを
確立していかないと、収集作業に従事する職員や事業者には、事故に対するリスクがありますね。

(会長)

やはりどういう形で出してほしいという周知が重要になってくるということだと思います。

(事務局)

今、戸別収集の話があがりましたので、10月から開始しました可燃ごみの戸別収集の社会実験につ
いて、御報告いたします。参考資料2-2の最初のページ下段を御覧ください。

期間としては、今年の10月から令和3年3月末まででございます。

目的については、3点ありまして、1つ目は、独居高齢者や高齢世帯の増加といった高齢社会の進展
に伴う負担の軽減、2つ目は、ゴミ出し責任の明確化による家庭ごみのさらなる減量化や資源化意識の
促進、3つ目は、ごみ集積所方式に比べ、公道上からごみの山がなくなることによる景観・安全面の改
善ということです。社会実験は、2週目ないし3週目ということですが、モデル地区の夕陽ヶ丘では、
各戸の前に皆様の工夫により色々な方法でお出しいただいております、概ね順調に収集できている状況です。

実施主体は、平塚市による直営です。

対象ごみは、可燃ごみのみです。

収集頻度については、週2回、月曜日と金曜日という設定をし、特別班を編成して収集にあたってい
ます。月曜・金曜という形ですとごみの保管についても3日分と4日分とこれまでとは変わりのない保
管の日数とはなっていますが、社会実験によって収集曜日が異なっていることもありますので、その点
については住民の皆様の御理解、御協力をいただいております。

モデル地域については、夕陽ヶ丘の一部、立野町の一部、大神の一部、合計で約1,700世帯、約
3,700人が対象です。当初は日向岡も傾斜地ということで予定しておりましたが、当該地区は、開
発した際にごみの置き場を公道上には一切置かないという配慮をしましてまちづくりを行ったという背景
がございます。今回については、社会実験の目的に、公道上にごみの山を作らないということがありま
すので、調整の結果、除外する形となりました。

検証項目ですが、収集にあたっての収集拠点が増え、時間、距離等の増加が予想されます。それに対
応した車や人の数をいかに最小の数でできるのか、今回の社会実験で検証していくポイントだと考えて
おります。こちらについてはデータが集まりしだい当審議会へ報告いたします。

今後の予定ですが、社会実験を開始して、概ね1年後にアンケートやパブリックコメントを実施した
後、来年末くらいまでに市の可燃ごみ収集をどうするのか、方針を決定していきたいと思えます。令和
3年4月から戸別収集対象エリアの拡大を目指して、社会実験で良い結果を得て市内全域に広げられる
方法を探っていけたらと思っております。

(会長)

この社会実験の一環で、対象地域の高齢化の度合いとうまくクロスさせると、何か新しいことが
出てくるかもしれません。その辺は社会実験の結果を見ていくということによろしいのではないでしょ
うか。せっかく社会実験を実施していますので、在宅医療廃棄物の混入の度合い等のデータも出してみ

ると良いと思います。高齢化対策のテーマに関する答えが社会実験に中にあることを期待しています。時間もだいぶ経過しておりますので、Q3からQ5あたりをまとめていきたいと思います。

エレベーターが設置されていない集合住宅にお住まいの独居高齢者は、これから増えていくのではないかと思います。ごみ出しが必ずしもうまくできず、ごみ屋敷になってしまう可能性も捨てきれません。現段階では、集合住宅のごみ出しの課題は集合住宅にお住まいの方が対応することになっていると思います。4階、5階に住んでいてエレベーターがないというような方は、今はそれほど苦労しないとしても、時間が経てば、体力的に弱った高齢者が高層住宅に孤立してしまうという大変な問題になってくると思います。そこに何か御意見等があればお願いします。

それから単純に高齢化と比例して増加すると思うのは、使用済み紙オムツだと思います。これを全部可燃ごみに入れてしまうと可燃ごみの量が一気に増えてしまうので、何とか資源化できないかという問題があるかと思います。そのあたりについても何か御意見等があればお願いします。

(委員)

オムツの資源化については、そのノウハウを持っている事業者と連携し、情報収集も継続して行っていく必要があると思います。ただ、下水道にオムツを流すことは乱暴な考え方かなと思います。おそらくは下水道の処理能力が余っているから生まれた考えだと思いますが、ごみの減量化の観点から申し上げればオムツを資源化する方が良いのではないかと思います。

(会長)

再利用するという方法と、水に溶かすという方法と様々あると思います。他には何かございますか。

(委員)

Q1からQ5、特にQ4、Q5あたりは、民間活力の導入ということで、民間事業者と行政が連携・協力しながらやっていると思います。事例として鳥取県で、古紙をRPFにするような取り組みもあるようです。紙オムツについても北九州の方で取組があるようですが、情報収集はアンテナを張りながら進めていくのが良いかと思います。それからQ5について、一時多量ごみを狙う詐欺まがいの業者にどう対応していくかも留意すべき問題だと思います。ちなみに遺品整理と出てくる廃棄物の収集運搬・処分はまったくの別事業です。平塚市内の葬儀会社も遺品整理事業を実施しているところもありますが、出てくる廃棄物は一時多量ごみを収集運搬できる事業者とすみ分けができていますので、詐欺まがいの業者を排除することが重要だと思います。

(会長)

特に詐欺まがいの業者を市が認めていく、利用していくのは非常に問題がありますので、きちんと確認していくことが重要だと思います。引越し業者を装って、品物を見て、めぼしいものを持って行ってしまう被害が結構あるようです。遺品整理は、あまり事業者としてはやりたくない分野なのかもしれません。そういったところに詐欺まがいの業者が入り込む余地があるのかもしれません。

Q3に関して、集合住宅は自治会が存在していると思います。まずは、その自治会が集合住宅の中のごみ弱者をどう支援しているかを調べていく必要があると思います。その上で、集合住宅に関しては、仮に自治会が対応できないとしたら民間の団体に協力を依頼するという形で、認知症が進んでしまった高齢者の御家族の負担がなるべくかからないような支援と支援団体を平塚市が育てる必要性が今後出てくると思います。

Q5について、ごみ屋敷となりつつあるところに入ってくる詐欺まがいの業者を排除していくことが重要であるということと、これから先、独居高齢者が亡くなってしまっごみ屋敷化する場所も増えてくるかもしれません。そうならない前に、ごみ出しが困難な高齢者を支援する方法を検討する必要性が

あると思います。ごみ屋敷化する可能性と空き家が増えることは様々な問題があり、犯罪につながる可能性も予想されます。ごみを分別して、排出して、運搬するという過程すべてを平塚市が許可を出している収集運搬事業者だけでは難しいと思います。何か別の団体に任せることをしないと全体的にうまくいかない気がします。もしそれを実践しようとするならば、人員と資金と設備を備えている団体でないといけません。市がすべてやってくれた方が市民等からすれば安心するが、だからと言って市がすべて対応できるかという問題も出てきます。

(委員)

Q3のところのエレベーターが設置されていない集合住宅にお住まいという方で、社会的な問題であって今後当然議題に上がるべき課題だと思いますが、福祉収集を除くとされていて、自治会から見ると今議題にされている現状がピンときていません。現在このような状況に置かれている高齢者はいらっしゃいますか。

(事務局)

おりません。今後の予測される話です。具体的にはわかりませんが、民間主導で、現在エレベーターがない集合住宅にお住まいの方で、独居高齢者になる可能性のある方は1階にお住まいいただくであるとか、若い世帯が入居する際に、ごみ出しが困難になった高齢者の家庭ごみを一緒に集積所まで持っていってくれば家賃を少し安くする等のアイデアが出ているみたいです。行政として考えているのは、福祉収集にあたる方については確実に実施することだと考えています。それも段々と対象が多くなってきておりますが、独居で分別が困難になると施設へ入所する方もおりますから今のところは100名前後で推移しています。

団塊の世代が高齢になってきたときに、こういった現状が増え、その際の対応を行政としては考えていきたいと思っています。

(委員)

そういった意味であれば、集合住宅以外の戸建てにお住まいの独居高齢者、隣近所の助け合いも含めて今後の課題として議題に含めても良いのかなと思います。そうなった場合、民間の福祉収集的な立場を踏まえて議題にしないといけないのではと考えて質問しました。今のところ該当事例はないですか。

(事務局)

今のところ福祉収集やふれあい収集のところ、自治会主体のボランティア等でなんとか回っている状況です。生きがい事業団等に分別してもらうところまでは構わないとして、ごみを家庭から持ってきてしまうのは許可が必要です。

(会長)

これは近い将来大問題となることですので、ぜひ検討していただけたらと思います。

多数の御意見等を頂きました。事務局としては何かこの辺のことをまとめていただけることになるのでしょうか。

(事務局)

はい。本日も多数の御意見を頂きました。食品ロス対策の内容も含めてまとめていきたいと思っています。その内容については、次回審議会前に資料を各委員に送り、御覧いただきたいと考えております。

(会長)

了解しました。まとめるにあたり、プラごみゼロ対策及び高齢化対策に関して何か追加の御意見等がありましたら郵送でお願いします。以上で本日の議論は終了したいと思います。その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

はい。お知らせが1点ございます。

現在本市の下水道事業の所管課におきまして、令和2年度に向けて下水道使用料に関する条例の一部改正の準備が進められております。内容としては、下水道使用料の条例の中にある減免規定で、生活保護受給世帯に対して使用料を減免しておりますが、生活保護受給世帯に支払われている生活扶助費に光熱水費が含まれており、このことと使用料の減免が二重給付にあたることから減免の規定を廃止するというものです。スケジュールとしましては、今後、庁内の審査や意思決定を経て、令和2年度中に関連条例の一部改正案を議会に上程し、議決を頂き、一定の周知期間を経た後に、施行を予定していると聞いております。この点につきまして、環境部と関連するのは、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」でございます。今般、当審議会からの答申を踏まえまして12月議会に一般廃棄物の処理手数料等の額の改定を内容とする条例の一部改正に臨ませていただきますが、この条例にも第32条に生活保護受給世帯への一般廃棄物の処理手数料等の減免規定がございます。事務局としましては、下水道使用料の見直しが行われることから、今後、生活排水の処理として同種の「し尿」の処理についても生活保護受給世帯の見直しを考えております。そこで、この後日程調整をお願いする第4回の審議会の前段階で各委員に紙面で意見照会を出させていただきたいと考えています。その内容をとりまとめた上で、第4回の審議会を開催させていただき、そのようなイメージで進めさせていただきたいと思っております。令和2年度の議会上程を目指している下水道使用料に関する条例の一部改正と合わせていくためには、大変タイトなスケジュールとなってしまうことに委員の皆様には御理解、御協力をお願いします。

(会長)

郵送で対応していくということでしょうか。その上で、次回の審議会で審議するということが良いでしょうか。

(事務局)

第4回審議会前に郵送で御意見等を頂き、とりまとめた内容で御審議いただければと思います。

(会長)

事務局から情報提供いただきました。詳細については追って郵送するとのことですので。その際は御協力をお願いします。その他に事務局から何かありますか。

(事務局)

それでは次回の日程を調整させていただきます。

次回は令和2年1月21日(火)午後1時30分からということでしょうか。

(会長)

それでは、次回は令和2年1月21日(火)ということでお願います。これで本日の廃棄物対策審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上